第八十八条第一項第五号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「、同法」を「、旧厚生年金保険法」に改め、同項第七号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「同法第三十九条の二第一号イ」を「旧船員保険法第三十九条ノ二第一号イ」に改める。

第九十条第二号中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済法第二十五条」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条」に、「準用する場合」を「準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条の規定を適用する場合」に改め、「による」の下に「こととされる」を加え、同条第三号中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改める。

第九十二条第一項各号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第九十三条第一項の表旧厚生年金保険法の項中

第四十六条の七第二項	第一級から第十四級まで
第四十六条第四項	老齢年金又は障害年金
老齢年金若しくは障害年金又は第十五級以下の障害厚生年金（老齢厚生年金若しくは旧厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金又は障害厚生年金若しくは旧厚生年金保険法による障害厚生年金であつて、これらの年金の受給権者が昭和六十年改正後の法附則第百八条の規定による改正前の厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下「改正前の法律第七十八号」という。）の項中	

を

附則第四条第一項	法（厚生年金保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るもの及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）をいう。以下同じ。）又は旧厚生年金保険法
	同法

に改め、同表昭和六十年改正法附則第百十一条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号。以下「改正前の法律第六十三号」という。）の項第三欄中「その者の」を削り、同項第四欄中「その者の厚生年金保険の被保険者期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する厚生年金保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るもの及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）をいう。以下同じ。）又は旧厚生年金保険法」に、「、同法」を「、旧厚生年金保険法」に改め、同項第七号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「同法第三十九条の二第一号イ」を「旧船員保険法第三十九条ノ二第一号イ」に改める。

第九十条第二号中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済法第二十五条」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条」に、「準用する場合」を「準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条の規定を適用する場合」に改め、「による」の下に「こととされる」を加え、同条第三号中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改める。

第九十二条第一項各号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第九十三条第一項の表旧厚生年金保険法の項中

第四十六条の七第二項	第一級から第十四級まで
第四十六条第四項	老齢年金又は障害年金
老齢年金若しくは障害年金又は第十五級以下の障害厚生年金（老齢厚生年金若しくは旧厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金又は障害厚生年金若しくは旧厚生年金保険法による障害厚生年金であつて、これらの年金の受給権者が昭和六十年改正後の法附則第百八条の規定による改正前の厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下「改正前の法律第七十八号」という。）の項中	

を

第四十六条の七第二項	第一級から第十四級まで
第四十六条第四項	老齢年金又は障害